

臂曲地区岩石採取町民意見交換会（町主催）会議録

日 時 令和7年10月28日（火）18:30～20:01

場 所 稲川まちづくりセンター

参加者 名簿記載参加者：34人

内 容（要点記録）

1. 開会

2. 副町長挨拶

町民意見交換会は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」に基づくものではないが、町民の皆さんの思い、考えを伺い、全員で共通理解を持つための場として設けた。本日は庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課、森林整備課から同席いただいている。

町の裁判は判例研究で多くの論文が出ている。中には議論の余地があるという内容のものもある。町としては条例に基づいた手続きを省略することなく、一つ一つの事案に対して丁寧に対応していく。

また、採石業界全体のイメージ悪化を招いているとして、業界関係者の中には町の取組みに理解を示している事業者もいることをお伝えする。

本日皆さんからいただいた意見は、しっかりと町長にも共有する。

3. 説明

① 9月25日に提出された事前協議について（遊佐町企画課）

② 跡地処理（緑化等）について（庄内総合支庁地域産業経済課）

4. 意見交換（18時50分～） ○質問者 ●回答者（町） ■回答者（県）

○水循環条例16条、規則9条～12、3条あたり全てがこの事業に該当すると思っている。前回の水循環審議会の意見書の中で、規則9条から12条までの規定を網羅するような意見書が審議会から出されているが（※正しくは水循環審議会の意見書では規則第9条第1項第1号から第4号に該当する）、町の回答では条例16条1項に該当するという決定であったため、整合性がどうかという疑問がある。規制対象事業と認定するべきであるし、災害が起きないように跡地処理についても審議会の意見を聞きながら、進めるべきである。

●審議会の意見をいただき、最終的には町が判断する考えであり、最終的には条例第16条

ということであったのでご理解を頂きたい。

○この地域は県が定めた水資源保全条例での水資源保全地域である。保全地域で掘削する場合は2 m以上掘っていけないという町条例を作った中で、裁判所でもそう判断した。ところがあちらの弁護士が2 mは形式的なものと言った。科学では証明できない水脈を保全するための予防を設け、裁判所のお墨付きをもらっているので堂々と頑張っていたきたい。県に申し上げたいことは、緑化がしっかり出来ていない中で、県がしっかり指導しないといけない

○川越工業の土地を町が買い上げ、手をつけられないようにできないのか。

●土地の購入について、町の条例で申出により購入することが出来る規定がある。前の裁判で仙台高裁の時に裁判所から和解協議を持ちかけられ、土地の購入について協議をしたが金額面で合意に至らなかった。町は普通の土地の値段で購入ということ話をしたが、事業者は掘って利益を上げる利益分も代金としていただきたいということで合意に至らなかった経過がある。

○吉出山の採石跡地を町で買い上げて共存の森の活動を行っている。2014年頃に何を植えたらいいかと言う話の中で、現地を見た上で、既に色々生えているものがあるのでそのまま生かして何も植えない方がいいという話になった。今は実生のアカマツが成長しており、人為的に手を加えることでいい森林になっている。跡地を復活させるためには順序が大事。今の臂曲の跡地はどうかというと、植生がある部分に手を付けないという小松課長の話は賛成できる。

今、申請があがっている造成森林について、3,000本/haの杉植生については疑問がある。ほとんど岩盤で斜面な場所に、普通の造林地と同じような間隔で杉が健全に育つと思えない。林地開発で許可条件の造成森林の方法が3,000本/haというのが（ちゃんと育つ植栽方法なのか）想像もつかない。

●共存の森の跡地再生については、当時の現場の状況も見ていた。今の採石場のような急斜面はないような状況でマツなどが育っている状況。

○前回の裁判は全面勝利と言うことで認識している。最も注目すべき点は、予防原則が認められたこと。環境は破壊されてからだ遅く、破壊される前に予防的措置をとらないといけないというのを前時田町長は述べていた。条例では2 m以上掘っていけないとなっているが、副町長は論文などを読んでいると2 mによらない思想があるという話があった

が、2 mを超えていいということであればどのくらいなら超えていいのかという話になり、予防原則が適用されない考え方になってしまう。非常に危険な考え方だと思う。条例に基づき2 mにこだわっていただきたい。

●条例に規定している2 mは、当時条文の作成に携わっているのが根拠については十分把握しているつもりである。当時自然公園区域内で採石が許可されたのが2 mだったので、準用したということ。2 mは1つの基準であるが、それだけではなく、水源涵養機能に大きな影響があることを最大の争点としていたと認識している。1つの基準として2 mにはこだわっている。

○2 mの根拠について、かつて庭石をとるためにあそこの地域では採石採取を行っていた。ただし、当時は大型の重機がなく地表に露出しているが地中に潜っている石を取り出すためには2 mほど掘らなければいけなかった場所があった。ただ、石を採るときに表土までは取らないため、すぐ植生するし、水源涵養に影響がなかった。現在は、大型の重機で地表の表土を全部剥がし、岩盤がむき出しの状態にしてから石を砕いて掘り出している。かつての転石採取の方法であれば水源涵養に影響ないレベルであったということで2 mが基準になっているということである。

○土地の売買の話が出たが、金額が折り合わないということであった。町としては金額が折り合えば購入することもあるのか。

●事業者が保有する土地であり、仙台高裁の時は億を超える金額を提示され、町としてかなりの乖離があったため購入できないということであった。

○前回の業者説明会があり意見交換会があったが、町民の方は満足した方がかなり少なかったという思いがあった。審議会の開催が予定されているわけだが、今日の時点で町がどういう方向性でこの事業に対処するのかを示していただきたい。前回の事業説明会で2 mの掘削はあくまで基準であって、これに限ったものではないという発言が事業者からあり町民の方が多くの違和感を抱いた。町の規制対象事業と認定したら、採石法上強い拘束力を持つという業者の主張だが、それに対して裁判所は一定の基準を満たしているし、地下水の涵養機能等を破壊することを認めている。予防原則の町の考え方も合理的ということがいわれているので、しっかり町が主張していかないといけない。

●議員全員協議会の場合でも申し上げたが、条例の手続き上、審議会の意見は重いと認識している。その意見が出るまえに町の意見を出すと、審議会が何のためにあるのかという話

になるため、この場での回答は差し控えたい。予防原則についても、科学的知見の充実に努めながら実態のあるものにしていきたいと考えている。条例の字面だけでは勝てないと思っているし、相手もそういう所をついてくる。知見、論文調査、現場調査などをしながら対応していきたいと考える。

○審議会はこれから開催される中で尊重するべきというのはわかっている。科学的知見について、フォーラムの中で中野先生からそういう話があった。現在は協力隊の方が調査されているわけであるが、業者に対抗できるデータとしてどのようなものをお持ちか。

●専門業者をお願いして調査している部分は、横堰の水位観測、月1回の湧水水量調査、吉出山湧水の水温・電気伝導率の調査を専門業者に委託して行っている。地域おこし協力隊からは、採石場外付近の水温・水量の調査を週に1回とっており、データの蓄積を行っている。

●採石事業をするようになってから、水量が少なくなった・湧き水がなくなったという話を現地で聞くようになったが、いつからという根拠が示せないのが悔しかった。現在、原因の有無に係わらず、周辺付近にいて定期的な計測を継続しており、そういった努力は今後生きていくと考えている。

○審議会の意見を尊重していくという話であったが、そういった手続きが重要であり、その中で町としての判断を出すことを望んでいる。3月の計画よりも縮小したが正直何が違うのかという気持ちがある。先を見据えた対応は難しいと思うが、町としてこの事業に向かうスタンスがあればお聞かせいただきたい。

●基本的には条例に沿った対応をするに尽きる。

○町としての方向性を示すべきだという意見があったが、副町長から否定的な見解がなされたことに疑問を感じる。町は町民の意見を受けてどうすべきかを考える立場があるので、方向性を示す余地がないわけではないし、その意味で町長が出席していないのは残念である。生の空気感を町長にきちんと伝えていただきたいと感じる。事業者の説明会を聞くにつけ制度が難しいがために、なぜ業者が今申請できるのかという点について理解を得るのが難しい。2mはオーバーするけど、高等裁判所の判断を見れば申請する余地があると考えているわけで、法的な部分も町でかみ砕き、町が町民に説明していってほしい。機会をとらえてわかりやすい説明に努めてほしい。

緑化について県にお伺いしたい。緑化処理のための岩石採取計画を初めて知った。県が今回このような考え方を出してきたということは、採石法の認可において事業者の緑化計画に無理があったという認識があつてのことなのか。

■採石法上に基づき関係各所との調整の中で、新たな緑化を目的とする認可申請ということで方向性が出た。絶壁の部分は盛土をしながら安定勾配を確保して緑化するということになると思うが、県としてはそういう方向で考えている。

○図面の中で、事業区域が黄色で示されており、更に採石区域が示されている。採石する場所に造成森林があるということは、搬出道路なども加えたら1 haを超えるのではないか。これは正しい申請なのか。

●町の条例上、事前協議は事業区域全体を対象としており、採掘区域についての規定はない。取付道路についても掘って繋げる計画なので、採石区域に当然入るものであると思っている。町としての懸念はここが平成25年に認可された事業区域と重複しているのではないかとということで、今年3月に出された事前協議書では規制対象事業と認定した。

○事業区域を対象にしているということで認識した。前の区域と繋がっているが、累積的影響は考慮されるのか。前の事業計画から継続したり、重複して利用する区域があるのか。

●審議会で審議した内容とは、規制対象事業に該当するか否かの判断において、過去に採石された区域での事業があるので、重複しているかどうかは審議会の中で検討していき、水源涵養に影響が出るかどうかを総合的に判断して決めていく。

○副町長が、判例研究の中では町が考えていることを全面的に認められているわけではないという発言があつたがその通りだと思う。予防原則を盛り込んだ条例は違法ではないこと、予防原則の考えは認められた。ただ、予防原則がなんでも認められているわけではなく、個々の事例で判断される。2 mの根拠は裁判所では認めているわけではなく、調査結果についても判断していない。事業者がデータを出さなかったから判断しなかったという判例研究があるが、2 m以上が絶対にだめということでは言っていないので、川越工業も再度事業計画を出してきた。中野先生、鷺見先生は水温と水量からわかることはたくさんあると言っているので、調査を継続的に行うことが大事である。町民が味方についていると思って頑張っていたきたい。

○近年は1時間で50mmを超える雨、昨年の雨は連続400mmを超える日もあり、雨の頻度が高くなってきている。防災措置は大規模、きちんとしたものが求められている。採石

事業から上がった利益分での緑化措置しか行われていない。業者には今後何十年後のことも考えて、採石事業後の防災面の観点から考えていただきたい。

●採石事業はもともと環境負荷が大きい中で採石法が規定されている。町の条例では採石法に行く前の歯止めということで、町としてきちんと対応していきたい。

○仮に採石事業が許可された場合事業計画は何年間になるのか。最終的に緑化する場合、この場所で緑化しても枯れると思う。その場合の植え直しについて教えていただきたい。

●採石計画の中身についての質問であるが、現在町に出されている協議書類は採石計画ではないため、現時点でその詳細は把握していない。

■計画期間の基本は3年だが、一般的に更新していくという形が取られる。

○継続申請すれば、半永久的に事業ができるということ。その間に、災害があっても防ぐ行為をしなくてもいいということ。今後第2回、第3回と申請があがった時の歯止めが効かなくなる。

■期間は3年で確かに制度的にはずっと掘れる形にはなっている。ただそうならないように、区域を区切りながら申請することになるのでは。そういった懸念があることは庁内で共有する。

○審議会の意見は、町が最終的に決めるということであっても、尊重した上で町の判断をするべき。

採石法も森林法も防災の面は1番に尊重するべきであると思う。終わった後も事業中も防災の面を抜きにした許認可はありえないと思う。緑化・跡地処理を町、事業者、県と協議しているとのことだが、完了までどのくらいの期間を想定しているのか。

■防災の事業中も終了後も防災という観点は考慮する。跡地処理の進め方は、実際業者が実施する中で、町の考えを伝えたところであり、現時点で申し上げることはできない。

○規制対象事業について業者が認可申請を出した場合、跡地処理を優先するのか。

■申請は申請にならざるを得ない。県としては、跡地処理をしっかりと進めていくために業者への働きかけや調整を遊佐町と行っていきたい。

5. 閉会 20時01分終了